

1-42. 那覇市政功労者表彰条例施行規則

1965 年 9 月 1 日
規 則 第 21 号

改正 昭和 56 年 4 月 11 日 規則第 10 号
昭和 57 年 5 月 1 日 規則第 12 号

平成 9 年 12 月 1 日 規則第 32 号
平成 14 年 12 月 27 日 規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市政功労者表彰条例(1961 年那覇市条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(功労章の制式)

第 2 条 市政功労章の制式は、第 1 号様式のとおりとする。

2 市政功労者は、市政功労者台帳(第 2 号様式)に登録する。

(市政功労章のはい用)

第 3 条 市政功労章は、本人に限り終身はい用する。

2 市政功労章は、左胸部にはい用するものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 那覇市政功労者記章(1961 年那覇市告示第 82 号)は、廃止する。

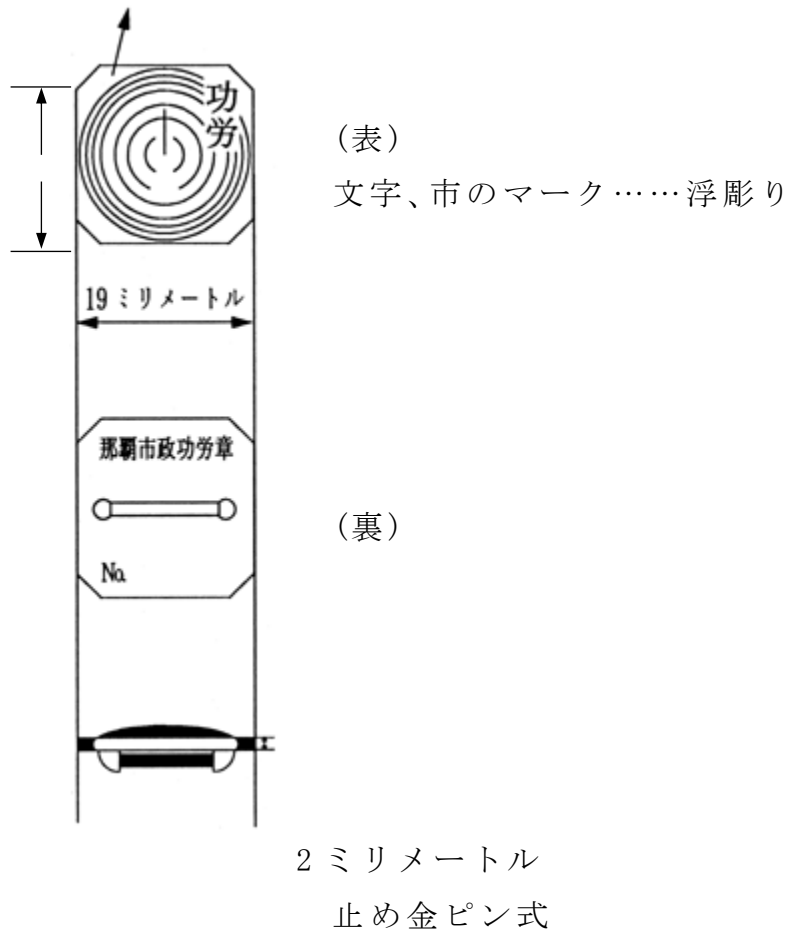
3 この規則施行前にすでに表彰を受けたものに対しては、第 2 条第 1 項に定める市政功労章を贈るものとする。

付 則(昭和 56 年 4 月 11 日規則第 10 号)～

付 則(平成 14 年 12 月 27 日規則第 63 号) [略]

第 1 号様式

那覇市政功労章(バッチ)
色(コバルト色)



台は、純銀で高級七宝焼き、本金張り仕上げ、功労の文字は、銀張り
裏面は、文字入り(那覇市政功労章 No.)
止め金は、高級ピン式

第 2 号様式

登 録 番 号	第	号	表 彰 年 月 日	年	月	日
ふ り が な 氏 名						
生 年 月 日						
本 籍						
現 住 所						

表彰理由